

# 令和２年度埼玉県内部統制評価報告書

埼玉県知事 大野 元裕 は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、「埼玉県内部統制基本方針」を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っています。

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、継続的に内部統制に取り組むとともに、社会情勢の変化や監査委員からの意見等を踏まえ、適時必要な見直しを行うこととします。

## 2 評価手続

令和 2 年度を評価対象期間とし、その最終日である令和 3 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインに従い、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

評価の内容は、全庁的な内部統制の評価及び業務における内部統制の評価となっています。

## 3 評価結果

全庁的な内部統制の評価は、6 つの基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICT への対応）で構成する 28 の評価項目を対象として行った結果、評価項目のそれぞれに対応する条例、規則などの規定が適切に整備・運用されており不備は見受けられませんでした。

業務における内部統制の評価は、各部局が作成したリスク評価シートを基に、業務において生じるおそれのあるリスクへの対応策の整備状況及びそれに基づく業務の運用状況を対象として行った結果、重大な不備は見受けられませんでした。

以上の評価を実施した結果、財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

## 4 不備の是正に関する事項

業務における内部統制について不備が確認された事案は、該当部局において発生原因の分析や再発防止に向けた改善が行われており、不備の是正が図られていることを確認しました。

令和 3 年 8 月 10 日

埼玉県知事 大野 元裕